

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(参加者からの株券の預託)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p><u>7 規程第 36 条第 5 項に規定する偽造又は変造されている疑いがあると認められるかどうかについては、株券の記号番号、株券の印刷会社名、多色細線模様又はすきいれ(「すかし」を入れたもの)等に留意して判断するものとする。</u></p> <p>第 7 目 株券の保管の取扱い</p> <p>(偽造又は変造の疑いがある株券に関する通知等)</p> <p><u>第 39 条の 2 規程第 57 条第 2 項に規定する偽造又は変造されている疑いがあると認められるかどうかについては、第 22 条第 7 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 会社は、規程第 57 条第 2 項から第 4 項までに規定する通知を行う場合は、機構が定める書面により直ちに通知するものとする。</u></p> <p><u>3 規程第 57 条第 4 項に規定する不適格な株券は、第 40 条の 2 各号(第 6 号及び第 8 号を除く。)に規定する株券をいう。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第 76 条 前章第 1 節(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 1 款第 3 目から第 6 目まで、<u>第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号、第 2 款第 2 目、第 59 条、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条の 2、第 3 款第 2 目及び第 3 目並びに第 62 条の 7 及び第 62 条の 9 を除く。)</u>の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 28 条から第 30 条まで、<u>第 1 款第 1 節第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2</u></p>	<p>(参加者からの株券の預託)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 7 目 株券の保管の取扱い</p> <p>(新設)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 76 条 前章第 1 節(第 22 条第 3 項から第 6 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 1 款第 3 目から第 6 目まで、第 40 条の 2 第 1 号、第 4 号<u>及び第 5 号、第 2 款第 2 目、第 59 条、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条の 2、第 3 款第 2 目及び第 3 目並びに第 62 条の 7 及び第 62 条の 9 を除く。)</u>の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 6 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 28 条から第 30 条まで、<u>第 1 款第 1 節第 5 目、第 40 条の 2 第 1 号、第 60</u></p>

第1号、第60条の2及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「併合(商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。)又は分割等」と読み替えるものとする。

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(準用規定)

第98条 第4章(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第28条から第30条まで、第1節第1款第5目、第39条第2号、第39条の2、第40条の2第1号、第59条、第60条の2及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「消却(商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。)又は分割等」と読み替えるものとする。

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(準用規定)

第99条 第4章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで(第39条第1号を除く。)、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第5号及び第7号、第2款第2目、第59条、第60条第3項、第60条の2、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、受益証券について準用する。

附 則

この改正規定は、平成17年1月24日から施行する。

条の2及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「併合(商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。)又は分割等」と読み替えるものとする。

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(準用規定)

第98条 第4章(第22条第3項から第6項まで、第24条、第24条の2、第28条から第30条まで、第1節第1款第5目、第39条第2号、第40条の2第1号、第59条、第60条の2及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「消却(商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。)又は分割等」と読み替えるものとする。

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(準用規定)

第99条 第4章第1節(第22条第3項から第6項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで(第39条第1号を除く。)、第40条の2第1号、第4号及び第5号、第2款第2目、第59条、第60条第3項、第60条の2、第3款第2目及び第3目、第62条の7並びに第62条の9を除く。)の規定は、受益証券について準用する。